

案件名称

令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託

仕 様 書

大阪市都島区

令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託仕様書

1 共通事項

本仕様書は、大阪市都島区（以下「発注者」という。）及び本業務受注者（以下「受注者」という。）との間において締結する、「令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託」について関係法令等に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものである。

2 適用範囲

- (1) 本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、本仕様書及び発注者と受注者との協議により決定するものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び本仕様書に明示のない場合、又は疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

3 警備場所及び警備期間等

警備場所：京橋公園（地上部分のみ）（別紙参照）

警備期間：令和8年12月1日（火）から令和8年12月25日（金）までの25日間

警備時間：各日とも午後5時から午後11時までの6時間

4 警備員について

- (1) 警備員の選考にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、警備業法に規定する教育を受けた職員とする。
- (2) 警備場所の警備員については雑踏警備に従事できる者を配置し、雑踏警備業務を行う資格者として、雑踏警備業務における2級以上の検定合格警備員1名以上配置すること。
- (3) 来場者に対しては、丁寧かつ親切な対応に努めるとともに、付近住民、通行者等の第三者の安全確保と秩序維持に努めること。
- (4) 業務の実施にあたっては、あらかじめ監督職員に警備員名簿（受注者作成様式）を提出すること。また、資格・免許等の取得が確認できる合格証等の写しを添付すること。
- (5) 警備員を変更したときは、更新した名簿を速やかに監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、業務責任者を選任し、緊急連絡表（様式8）を提出すること。万一業務責任者と連絡がとれない場合でも、他の者と必ず連絡がとれるよう、連絡体制を万全にしておくこと。
- (7) 業務責任者は、雑踏警備業務を現場で総括するにふさわしい経験等を有する者を選任し、第4項に示す警備員名簿に記載することとし、変更があった場合についても同様とする。

- (8) 警備員は、本業務中、警備業法により所轄の公安委員会に届けた制服及び装備を着用すること。なお、合図灯、無線機、その他警備に必要な器具機材は受注者において用意すること。
- (9) 監督職員へ届け出た警備員であっても、その後監督職員が不適格と判断したときは速やかに他の者と交替させなければならない。
- (10) 警備員の通勤にかかる交通用具（自動車等）は警備場所内への乗り入れ・駐車（輪）は認めない。また、路上駐車（輪）も禁止とする。
- (11) 警備員は、本業務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。

5 警備員の業務について

業務内容について、次のとおり定める。なお、業務責任者は、本業務警備場所に勤務し、監督職員の指示を受け、警備員に伝達し、指揮監督すること。

【京橋公園イルミネーション会場警備等業務】

- (1) メインポストを基本とし、会場を巡回し、公園出入口を含む警備場所内における設備の損壊行為、その他、秩序維持、事故発生防止のために発注者が指示する事項について警備を行う。
- (2) 警備状況報告書（日報）を作成すること。（受注者作成様式）。

6 警備ポスト数

- (1) 警備場所内の警備ポスト数は、1ポストとする（平日及び土日祝）。
- (2) 労働基準法に基づく休憩時間取得に伴い、業務時間内の人員を確保するために必要となる交代要員については、受注者において準備し法令を順守すること。
- (3) 休憩時間中においても、1ポスト確保することとし、警備員の休憩場所については、受注者で確保すること（警備場所外）。

7 提出書類

提出書類については別表に示すとおりとする。

警備状況報告書（日報）については、警備を実施した日の翌日正午までに監督職員あて提出すること。

8 所要経費の負担

警備に必要な器具機材・消耗品及び契約を締結し実行するために必要な費用は受注者の負担とする。

9 検査・支払いについて

検査の時期は、全ての業務の完了後とし、検査終了後に支払うものとする。

10 再委託の禁止

(1) 業務委託契約書第16条に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 会場警備業務

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 その他事項

(1) 受注者は、仕様書等に基づき警備計画を作成し、監督職員の了解を得て、都島警察署へ提出すること。

- (2) 警備員に業務上負傷するなどの事故が発生しても、その理由のいかんにかかわらず発注者はその責を負わないものとする。
- (3) 受注者は、警備員が業務中に建物、備品等の滅失破損その他発注者に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。ただし、警備員の責に帰することのできない理由の時はこの限りではない。この場合、受注者は直ちに発注者にその旨を報告しなければならない。
- (4) 異常や緊急事象が発生した場合は、緊急連絡表に基づき速やかに各関係機関（警察、消防等）へ連絡すること。
- (5) 本業務に関する事項の更なる詳細の日常の業務については、監督職員の指示によること。また、来場者の状況に応じて、敷地内における警備場所等を変更する場合がある。その場合は、監督職員から業務責任者を通じて指示を行うものとする。
- (6) 受注者は、警備業法を遵守し、常に警備員の資質の向上に努め、業務従事者がさまざまな人権問題について適正な認識を持って業務を遂行するよう、業務履行開始後、速やかに適切な研修を実施すること。研修終了後は、速やかに発注者の監督職員に「令和8年度人権問題研修実施報告書（様式9-1及び様式9-2）」を提出すること。
- (7) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「障がいを理由とする差別の解消の推進のため合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（様式10）を作成の上、提出すること。
- (8) 業務において疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定すること。

12 担当

都島区役所総務課（政策企画）

電話：06-6882-9916 Mail：tb0010@city.osaka.lg.jp

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

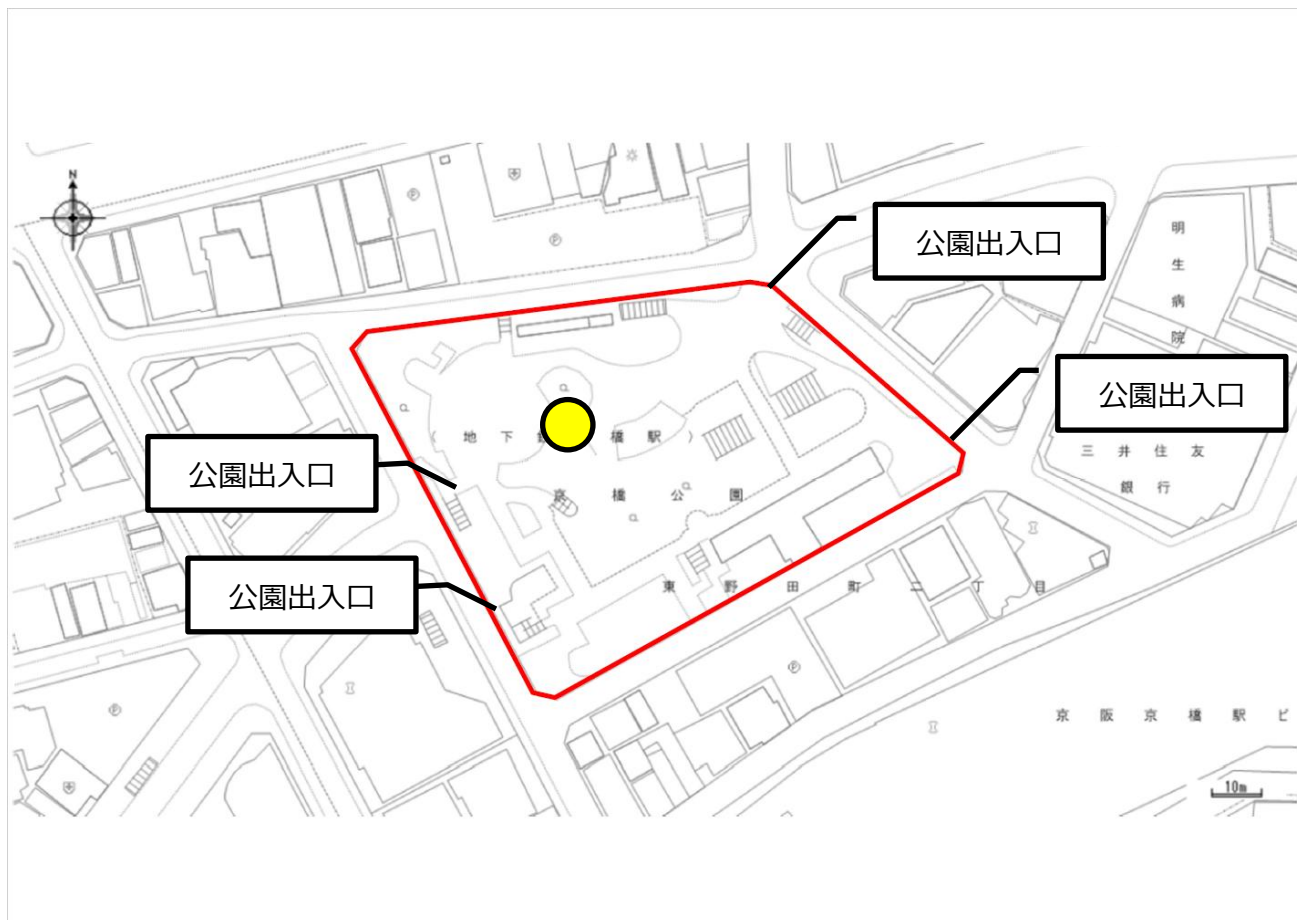
生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼を、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

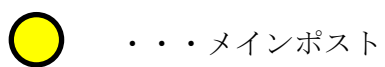
提出図書一覧表

名称	様式	部数	提出時期	備考
警備状況報告書（日報）	任意	1	—	仕様書に示すとおり
業務計画書	様式1	1	契約後 速やかに	—
業務責任者届	様式2	1	契約後 速やかに	—
業務責任者変更届	様式3	1	随時	変更のある場合のみ
警備員名簿	任意	1	契約後 速やかに	資格・免許等の取得が確認できる合格証等の写しを添付すること
誓約書（大阪市暴力団排除 条例関係）	様式4	1	契約後 速やかに	—
再委託承諾申請書	様式5	1	契約後 速やかに	再委託に付する場合のみ
再委託業者通知書	様式6	1	再委託契約後 速やかに	発注者が再委託を承諾した場合のみ
業務委託完成届	様式7	1	契約業務完了後 速やかに	—
緊急連絡表	様式8	1	契約後 速やかに	別途、所定の警察署へ届出すること
令和8年度人権問題研修実施 報告書	様式9-1 様式9-2	各 1	研修実施後 速やかに	—
障がいを理由とする差別の 解消の推進のため合理的配 慮の提供に係る研修実施報 告書	様式10	1	研修実施後 速やかに	—
誓約書	様式11	1	契約後 速やかに	—
大阪府の区域外に主たる営業 所を有するものにあたって は、大阪府公安委員会に提出 した警備業法第9条に基づく 届出書の写し	—	1	契約後 速やかに	—

警備場所及び周辺図



【警備場所】



業務計画書

令和 年 月 日

都島区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又は
代表者名

令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託について、次のとおり業務計画書を提出します。

記

業務計画書

(記載する内容)

- ・ 実施体制組織図
- ・ 実施計画
- ・ 警備員配置人数計画
- ・ その他必要事項

業務責任者届

令和 年 月 日

都島区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又は
代表者名

令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託の業務責任者について、次のとおり定めましたので通知します。

記

業務責任者	ふりがな 氏名	
-------	------------	--

業務責任者変更届

令和 年 月 日

都島区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又は
代表者名

令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託の業務責任者について、次のとおり変更しましたので通知します。

記

	ふりがな 新任者の氏名	ふりがな 旧任者の氏名
業務責任者		

・理由

【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託

大阪市契約担当者 様

令和 年 月 日

所在地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日 年 月 日生

受任者名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

令和 年 月 日

再委託承諾申請書

都島区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又は
代表者名

業務委託契約書第 16 条に基づき、次の内容について再委託したいため、申請します。
また、元請の契約金額が 1000 万円を超えるものについては、再委託に関して貴市が得た情報をホームページ上で公表されることについて同意します※。

なお、再委託予定の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者ではありません。

記

委託名称	令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契約金額	円 (税込)
再委託先 1	
1. 再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2. 再委託をする業務内容	
3. 再委託をする期間	
4. 再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5. 再委託をする理由	
再委託先 2	
1. 再委託予定の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2. 再委託をする業務内容	
3. 再委託をする期間	
4. 再委託をする（予定）金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5. 再委託をする理由	

※ 「また、・・・同意します。」については、測量・建設コンサルタント等業務では記載しない。

※ 再委託先番号については、同一業務委託案件の過去申請分と重複しないようにすること。

(様式6)

令和 年 月 日

再委託業者通知書

都島区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又は
代表者名

再委託承諾書（令和 年 月 日付 大都政第 号）に基づき、次のとおり通知します。

記

委 託 名 称	令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託
履 行 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
契 約 金 額	円

再委託先 1	
1. 再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2. 再委託をする業務内容	
3. 再委託をする期間	
4. 再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5. 再委託をする理由	
再委託先 2	
1. 再委託の相手方の所在地・商号又は名称・代表者（又は受任者）の氏名	
2. 再委託をする業務内容	
3. 再委託をする期間	
4. 再委託をする契約金額（単価契約の場合は概算金額を記載）	
5. 再委託をする理由	

(様式7)

令和 年 月 日

業務委託完成届

都島区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

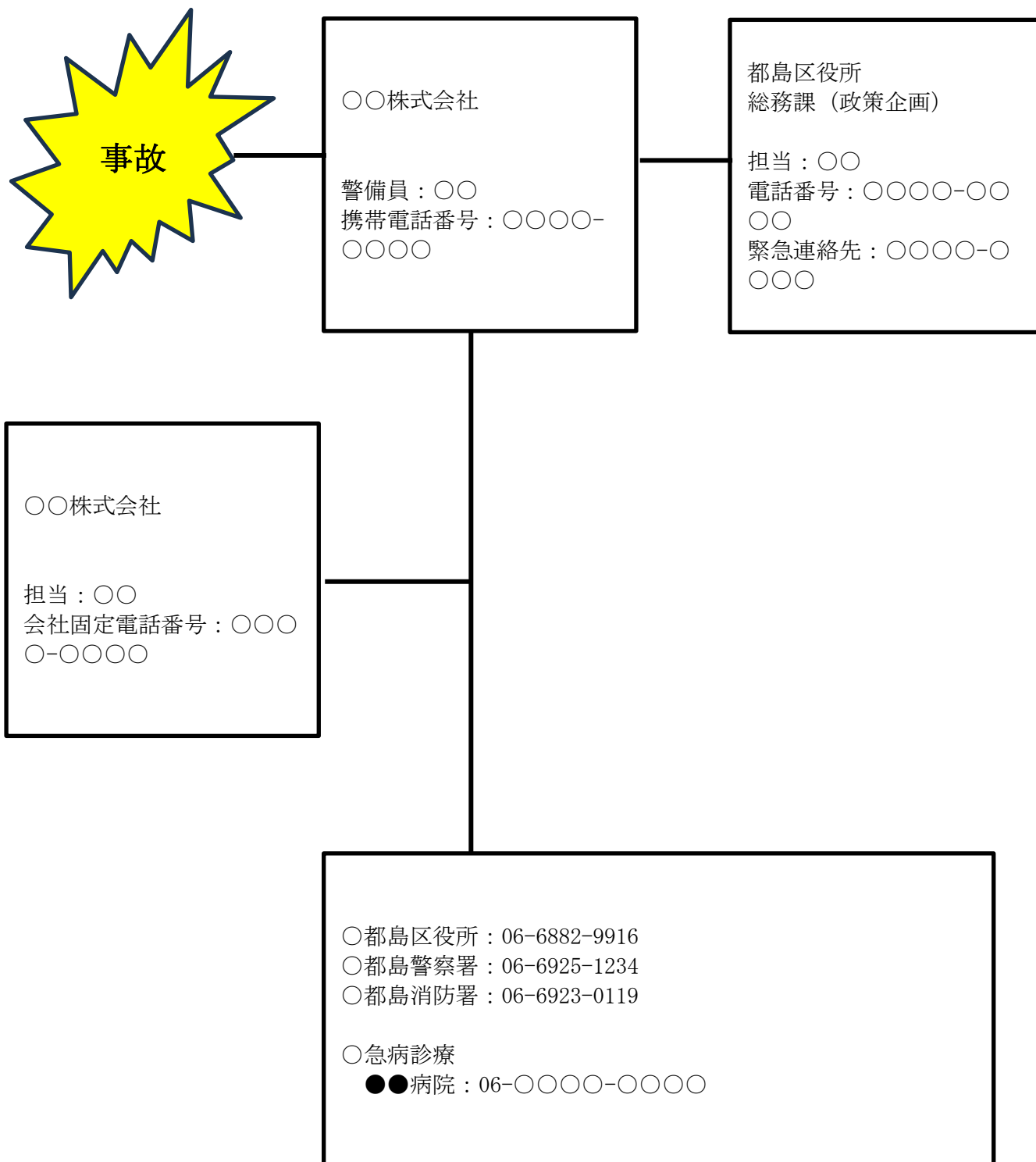
氏名又は
代表者名

次のとおり、業務が完成しましたので報告します。

記

契約番号	
契約年月日	令和 年 月 日
業務名称	令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う 会場警備等業務委託
業務場所	京橋公園
業務完成年月日	令和 年 月 日
履行期限	令和 年 月 日
備考	

緊急連絡表



(様式9-1)

令和8年度 人権問題研修実施報告書

令和 年 月 日

所管局・担当名	担当者名	連絡先（電話番号）
団体・事業者名		
団体・事業者の種別等（該当の番号に記入ください。）		
1	外郭団体等	
2	委託業者（委託している業務名を下記に記入ください。）	
3	指定管理者（管理している施設名を下記に記入ください。）	
所在地	〒 -	
Tel	Fax	電子メール
従業員数（正規職員、非正規職員）		

令和8年度 人権問題研修実施報告書

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会 場	時間数	対象(受講人数)
(例) 3月14日	⑤	パワハラ防止他	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:経営層人権啓発 講座	大阪市中央 公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分:次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(出前講座等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人権講演会、人権展等)
- ⑤ 大阪市人権啓発・相談センターが企業啓発として実施している事業(人権啓発基礎講座・経営層人権啓発講座等)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください

障がいを理由とする差別の解消の推進のため
合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

月 日	講師・研修方法	時間 (分)	対象 (受講人数)

誓約書

令和 年 月 日

都島区長 様

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

令和8年度京橋公園イルミネーション実施に伴う会場警備等業務委託を受託するにあたり、
次の事項について誓約します。

記

- 1 誓約内容
警備業法第4条に規定する認定を都道府県公安委員会から受けていること
- 2 添付資料
警備業法第6条に規定する標識の写し